令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/3)

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	安中市勤労者住宅建設資金融資	市内において住宅の敷地の取得及び住宅の建築又は取得をしようとするのに必要な資金	市内に1年以上居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者であって、市内に自己の居住の用に供する住宅の敷地を取得し、及び住宅の建築又は取得をしようとするもの ※市税を滞納していない者	500万円以内	2.7%	20年以内	年間随時	予算の範囲内	みりょく創出部 商工課	027-382-1111 (内線2627)	https://www.city.annaka.lg.jp/page 1952.html	※新築の場合 土地 330㎡以下 家/屋 132㎡以下 家地改下 ※増改変の場合 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
住宅の取得に関する助成制度	助成	安中市住まいり一奨励金	安中市内に初めて住宅を購入し、定住した者に対し 奨励金を交付するもの (※令和3年1月1日以降に住宅を取得した者が対象)	安中市内に初めて住宅を購入し、令和5年6月30日までに定住した者に対し奨励金を支給するもの世帯の状況により、奨励金の加算あり	基本50,000円(住宅取得費の3%、上限50,000円) ①転入加算…50,000円 ②子ども加算…20,000円 ③空き家パンク加算…30,000円	_	_	申請期限が定住を開始してから1年以内であるため、予和6年7月1日をもって制度が終了。	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	https://www.city.annaka.lg.jp /gyousei/kikaku_seisaku/smi ey.html	
住宅の取得に関する助成制度	助成	安中市マイホーム取得支援金	安中市内に初めて住宅を購入し、定住した者に対し 奨励金を交付するもの (※令和3年1月1日以降に住宅を取得した者が対 象)	安中市内に初めて住宅を購入し、令和5年7月1日以降に定住した者に対し奨励金を支給するもの世帯の状況により、奨励金の加算あり	100,000円 基本100,000円(住宅 取得費の3%、上限 100,000円) ①転入加算…50,000 円 ②子ども加算…一人 あたり50,000円 ③空き家パンク加算 …30,000円 ④新幹線通動加算… 200,000円	_	-	通年	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	https://www.city.annaka.lg.jp /page/1213.html)※【フラット35】地域連携型の連携事業
移住に関する助成制度	助成	安中市移住支援金制度	東京圏から安中市に移住した東京23区の在住者・通 勤者のうち、一定の要件を満たす方へ支援金を交付 するもの	移住前要件(東京圏から安中市に移住した東京23区 の在住者・通勤者であること等)および移住先要件(泉 業・起業・テレワーク・関係人口等)を満たす方へ支援 金を交付するもの	・令和5年度に移住した方…一人あたり100 万円(上限3人)・令和4年度に移住した方…一人あたり30	-	-	通年	予算の範囲内	企画政策部 政策・デジタル推進課	027-382-1111 (内線1025)	https://www.city.annaka.lg.jp /gyousei/kikaku_seisaku/ijyu u–shienkin.html	
その他 (住宅改修費)	助成	安中市重度障害児者等日常生活用具 給付事業 (居宅生活動作補助用具)	障害児者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な 住宅改修を伴うもの。補助上限20万円とし、市民税非課税 世帯の場合:自己負担1割、課税世帯の場合:2~3割・全 額自己負担になる。(原則1世帯1回のみ)	I'放入は仲軒仮形阵音3板以上の名、月設休灰が過用で	万円 補助上限20万円 市民税非課税世帯の場合:自己負担1割 課税世帯の場合:2~3 割・全額自己負担(原 則1世帯1回のみ)	-	-	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	なし	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	安中市重度身体障害者(児)住宅 改造費補助事業	玄関・台所・浴室・便所などの改造費用の5/6を補助(上限50万円)。なお、新築・増築は対象外。原則1世帯1回のみ。	下肢又は体幹機能障害1・2級、下肢及び体幹機能の複合で1・2級、上肢機能障害1・2級上だし両上肢が4級以上の者、視覚障害1級、前記身体障害者手帳を持っている方が当該年度分市民税所得割額16万円未満の世帯	改造費用の5/6(上限50	-	-	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	規則 https://www.city.annaka.lg.jp/reiki nt/reiki_honbun/r354RG00000351.l tml	j 新築・増築は対象外
リフォーム資金 (住宅省エネ改修補助金)	助成	安中市住宅省工ネ改修補助事業	・省エネルギー化、外皮の維持保全に資する省エネ改修 工事で要綱に定めるもの。 ・市内の業者に発注して行う工事であること。 (※法人の業者にあっては本店(本社)が市内にある業者 に限る。) ・補助対象経費が5万円(税込み)以上であること。 ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと。 ・令和7年2月28日までにリフォーム工事の完了報告ができるもの。	(補助対象者) ・市内の住宅に居住している18歳以上の人(完了報告提出までに居住予定の人を含む) ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していない人 ・暴力団員等でない人	補助率:補助対象経費 の20% 限度額:10万円	-	-	事前申請:令和6年5月7 日~令和6年5月31日 本申請:袖選当選者を対 象に、指定した期間		まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111 (内線1255)	https://www.city.annaka.lg.jp/page 13501.html	/
耐震診断費	助成	安中市木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造軸組工法の住宅 について、耐震診断資格者を無料で派遣し住宅の耐震化 の促進を図る。診断者の交通費干円及び図面がない場合 の図面作成費は個人負担。	市内住所を有し、市税を滞納していない個人が居住してい	耐震診断費は無料。 診断者の交通費1,000 円、 図面がない場合の図面 作成費は個人負担	-	-	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月6日 ※受付順に選考	10戸	まちづくり部建築住宅課	027-382-1111 (内線1256)	https://www.city.annaka.lg.jp/page 2222.html	,

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/3)

市町村名: 安中市

市町村名: 安中市													
	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震改修費	助成	安中市木造住宅耐震改修補助事業	事監理費及び耐震補強工事費が対象。	安中市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱第2条第1号 に規定する耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0 定 未満の木造住宅を安中市内に所有していて、当該住宅に 居住している者で、市税を滞納していない者。		-	-	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月6日 ※受付順に選考	2戸	まちづくり部建築住宅課	027-382-1111 (内線1256)	https://www.city.annaka.lg,jp/page/ 2221.html	
生垣設置費	助成	安中市生け垣推奨事業	快適な生活環境整備の維持促進を目的とし、生け垣の設置を奨励及び促進するため、補助金を交付する	, 市内の個人用住宅地の隣地又は道路の境に設置して一年以内のもので、竹等を支柱として設置し、高さ0.6m以上、延長10m以上のもの	事業費4万円以上で補助金1/4(上限5万円)		-	常時受付け	予算の範囲内	まちづくり部 都市整備課	027-382-1111 (内線1216)	https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku /ikegaki.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	安中市高齢者住宅改造費補助事業	手摺り取付、床段差解消や便器の洋式化など、住宅をバリプフリー化するために必要な改造工事費の5/6を補助 (限度額20万円、1世帯又は1家屋1度限り)	下記のどちらかに該当する方 介護保険法による要介護認定で、要介護2以上と認定された65歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年 所得税課税年額が8万円以下の世帯のもの ②介護保険法による要介護認定で、要支援又は要介護18 認定された65歳以上の1人暮らに高齢者又は55歳以上の 高齢者のみからなる世帯で、前年所得税非課税世帯のも の	当該工事費用(上限20	_	_	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部高齢者支援課	027-382-1111 (内線1182)	要網 https://www.city.annaka.lg.jp/reiki.j nt/reiki_honbun/r354RG00000329.h tml	新築・増築は対象外
住居費・引越し費用	利子補給	安中市結婚新生活支援補助金	婚姻に伴い支払った以下の経費 ・住宅賞賞費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ・住宅取得費用(新業費用、購入費用) ・住宅リオーム費用 ・引越し費用	①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された世帯 ②夫婦の両方が婚姻の時点で39歳以下であること ③夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 ※対象型契学金を返済している場合は年間返済額を控除する ④申請時点で夫婦の一方が本市に居住していること ⑤他の公的制度による支援を受けていないこと ⑥本市の税等を滞納していないこと	夫婦ともに29歳以下の世帯・・・上限60万円上記以外の世帯・・・上限30万円	-	_	通年	-	市民環境部 市民課	027-382-1111 (内線1208)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 1535.html	
スマートエネルギーシステム設置	助成	安中市住宅用スマートエネルギー設置補助事業	自ら居住する住居に新しくスマートエネルギーシステム(ス 陽光発電システム・定置用リテウムイオン蓄電システム) 設置、又は新たにスマートエネルギーシステム付き住宅 (建売住宅)を購入し居住すること。 ※中古品を設置する場合や、増設する場合については対象外。 また、工事完了後(電力会社との電力受給開始日以降 設置工事後領収書発行日以降)の申請。	・市祝の滞納のないこと。 ・過去に安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金または安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金のなけた母けていないこと	太陽光発電システム ・太陽電池の最大出力1 キロワットあたり1万円、 上限 5万円。 定置用リチウムイオン蓄電システム・蓄電池の蓄電を至量1キロワットアワーあたり1万円、上限6万円。		-	令和6年4月1日 令和7年3月31日まで。	予算の範囲内	市民環境部環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 1694.html	
生ごみ処理器設置費	助成	安中市ごみ減量容器設置補助事業	市内の一般家庭の生ごみを処理するためにごみ減量容易を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するととによりごみの減量化及び生活環境の美化保全を図るこを目的とする。	・市内の一般家庭で生活する者。	地面据置式 3,000円を 上限に購入価格の1/2 電気式 20,000円を 上限に購入価格の1/2 購入価格は、ポイント利 用分、送料、消費税等を 除き100円未満を切り 捨て	_	-	令和6年4月1日 〜 令和7年3月31日まで。	予算の範囲内	市民環境部環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 1701.html	
太陽熱利用温水器	助成	安中市太陽熱利用温水器設置費補助 事業	一般家庭に備え付ける太陽熱を利用した温水器。 ただし、中古品を設置する場合は対象外。	・市税の滞納のない安中市民であり、自ら居住する安中市 内の住居に太陽熱利用温水器を設置した方。	補助対象経費の10%を 補助。上限15,000円	_	_	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日まで。	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 1706.html	

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/3)

市町村名: 安中市

市町村名: 女中巾	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
合併処理浄化槽設置費	助成	安中市浄化槽設置事業費補助事業	専用住宅(小規模店舗等を併設した住宅は居住面積が 1/2以上)において使用している既存の単独処理浄化槽等 の撤去若しくは再利用又はし尿くみ取り便槽の撤去を行 い、合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する者に補助金 を交付	* 下水退供用開始区域及小認可区域、生活排水処理施設	*単独処理浄化槽から の転換 5人槽:752,000円 6-7人槽:884,000円 8-10人槽:988,000円 *し尿くみ取り槽からの 転換 5人槽:722,000円 6-7人槽:804,000円 8-10人槽:938,000円	-	-	令和6年4月1日 令和7年1月31日まで	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3135)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 2290.html	詳細については、下水道課に問い合わせてください。
その他 (下水道水洗便所化)	融資 . 利子補給	安中市水洗便所等改造資金融資 斡旋及び利子補給事業	下水道に接続する際の費用(大工・電気工事等除く)について融資斡旋を行う。供用開始から3年以内なら利子の全部または一部補給する。		一般家庭等(浄化槽) 50万円以内 一般家庭等(汲取) 100万円以内 賃貸住宅·事業場等 100万円以内	1年以内 全額 1年を超え2年以内 1/2 2年を超え3年以内 1/3	36か月以内	下水道工事 申請前	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3131)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 2292.html	詳細については、下水道課に問い合わせてください。
その他 (下水道接続促進)	助成	安中市公共下水道接続促進補助事業	次のいずれかに該当する、公共下水道に接続するために 実施する工事 1)既存のくみ取便所を水洗便所に改造して行う接続工事 2)既設の浄化槽を廃止して行う接続工事	2)公共下水道の供用開始の日から3年以内に接続工事を	25, 000円	-	-	下水道工事 申請時	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3131)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/ 8283.html	詳細については、下水道際に問い合わせてください。